

児童手当の制度のご案内

☎ 子育て支援課 ☎ 2127

町では、中学校修了前の児童を養育している方に児童手当（1万円または1万5千円）、または所得が下表①を超える方に特例給付（5千円）を支給していますが、令和4年10月支給分から、所得が下表②以上の場合は特例給付が支給されなくなります。

また、令和4年度から受給者の現況を公簿などで確認することで、毎年6月に提出していた現況届が原則不要となりました。現況届の提出が必要な方には、ご案内などを郵送しますので、6月30日(金)までに提出してください。（郵送提出可）

単位：万円

扶養親族などの数（カッコ内は例）	①所得制限限度額 （令和4年9月支給分まで）		②所得上限限度額 （令和4年10月支給分から）	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人（前年末に児童が生まれていない場合など）	622	833.3	858	1071
1人（児童1人の場合など）	660	875.6	896	1124
2人（児童1人 + 年収103万円以下の配偶者の場合など）	698	917.8	934	1162
3人（児童2人 + 年収103万円以下の配偶者の場合など）	736	960	972	1200
4人（児童3人 + 年収103万円以下の配偶者の場合など）	774	1002	1010	1238
5人（児童4人 + 年収103万円以下の配偶者の場合など）	812	1040	1048	1276

令和5年度子育て世帯への生活支援特別給付金を支給しています

食費などの物価高騰に伴い、家計が悪化している低所得者の子育て世帯に対し、生活支援として5万円を支給しています。次の方は申請することで給付金が支給されます。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

●ひとり親の方

次の①②のいずれかに該当する方

①公的年金などを受給していることで、令和5年3月分の児童扶養手当を受給していない方（所得が児童扶養手当の支給制限限度額を下回る場合に限りです。）

②令和5年1月以降、食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給してい

る方と同じ水準となっている方

●ひとり親以外の方

次の①②両方に該当する方

①令和5年3月31日時点で18歳未満の児童（障がい児の場合、20歳未満）を養育する父母など

※令和6年2月末までに生まれた新生児なども対象となります。

②令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

☎・☎ 令和6年2月29日(木)までに、郵送（必着）または子育て支援課 ☎ 2160へ申請書を提出

児童クラブの登録受付（夏休みのみ利用）

夏休み期間中の児童クラブを利用する方の登録申請を子育て支援課で受け付けます。

☎ 小学1～6年生

受付期間 ▶ 6月1日(木)～20日(火)厳守（土日除く）

必要書類 ▶ 登録申請書、家庭状況調査書、就労証明書等、児童クラブ利用に関する留意事項兼同意書、児童クラブ

利用延長申請書（延長希望者のみ）

※入室案内や申請書などは、子育て支援課で配布します。（町ホームページでもダウンロード可。）

利用期間 ▶ 給食終了日翌日から給食開始日前日まで

☎ 子育て支援課 ☎ 2160

特別児童扶養手当制度

特別児童扶養手当は、一定の障がいのある20歳未満の子どもを育てている方に支給される制度です。（外国人の方も受給できます。）

特別児童扶養手当に該当すると思われる場合は、ご相談ください。ただし、所得制限があります。また、受給要件に変更（転入・転出・氏名変更・児童数の増減など）があった場合は、お申し出ください。

※次の場合は支給されません。

- ・申請する方や子どもが日本国内に住所を有しないとき

- ・子どもが障害による公的年金を受けられることができたとき
- ・子どもが児童福祉施設などに入所しているとき

●支給額

重度の場合…1人につき月額53,700円

中度の場合…1人につき35,760円

※手当は年3回、4月（12月～3月分）、8月（4月～7月分）、11月（8月～11月分）に4か月分ずつ支払われます。

☎ 社会福祉課 ☎ 2122

新型コロナワクチン接種関連情報

～令和5年度もワクチン接種を実施します～



▲新型コロナワクチン接種
についてのお知らせ

要事前予約

新型コロナワクチン接種情報は、町ホームページや下記ワクチン接種コールセンターでご案内しています。(新型コロナワクチン接種は強制ではありません。)

●伊奈町新型コロナワクチン接種コールセンター ☎ 797-8100
(電話・窓口受付：平日9時～17時、電話のみ受付：土曜日9時～13時、どちらも祝日除く)

新型コロナワクチン接種の予約方法

- (1)インターネットでの予約 (24時間受付)
- (2)電話での予約
平日：9時～17時 土曜日：9時～13時
☎ 797-8100
- (3)窓口での予約
平日のみ：9時～17時

予約に関する注意事項

- ※(2)(3)は町コールセンターで受け付けます。
- ※電話や窓口での予約は、混雑状況によりお待たせする場合があります。
- ※接種医療機関での予約受付は行っていません。

令和5年春開始接種（追加接種）について

- ☎ ①65歳以上の方 ②5歳～64歳の方で、基礎疾患等を有する方
③医療機関や高齢者・障害者等施設で従事する方

※5月8日から8月末までの間に上記対象の方が1人1回接種可能です。

※①～③に該当しない12歳以上から65歳未満の方の次回接種は、秋以降の予定です。

接種券について▶①の方のうち令和5年3月末時点で町内に住民票がある方へ、年齢が高い順に順次お送りします。①の方のうち他市町村で接種をした後に転入された方、②および③の方は、申請が必要です。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

予約・接種について▶令和5年春開始接種用の接種券が必要です。

※令和4年秋開始接種までの接種券は使用することができませんので、ご注意ください。

	～令和5年5月7日	令和5年5月8日～8月末	令和5年9月～12月頃
12歳以上の 初回接種を 完了している方 (追加接種)	令和4年秋開始接種 オミクロン株対応 2価ワクチン 1人1回	令和5年春開始接種 ・65歳以上の方 ・65歳未満で基礎疾患等を有する方 ・65歳未満で医療従事者等の方 オミクロン株対応2価ワクチン 1人1回 上記以外の方は接種不可	令和5年秋開始接種 使用するワクチン未定

5歳～11歳の追加接種について

5歳～11歳の方の追加接種は、5月8日～8月末の間も受けることができます。

※基礎疾患がある方で5月7日までにオミクロン株対応2価ワクチンを接種済みの方は、最後の接種から3か月以上あけて、さらに1回追加で接種することができます。

	～令和5年5月7日	令和5年5月8日～8月末	令和5年9月～12月頃
5歳から11歳の 初回接種を 完了している方 (追加接種)	令和4年秋開始接種 オミクロン株対応 2価ワクチン 1人1回	令和5年春開始接種 基礎疾患等を有する方は 追加で1回接種可能 令和5年8月末まで接種可能	令和5年秋開始接種 使用するワクチン未定

初回接種（生後6か月以上）について

生後6か月以上の方の初回接種は、令和6年3月31日まで受けることができます。

★接種済証明書については、町ホームページをご覧ください。

☎ **新型コロナワクチンに関する厚生労働省電話相談窓口**
厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター（多言語対応あり）
☎ 0120-761-770
(9時～21時、土日祝日可)

重い副反応などの症状が現れたら
埼玉県新型コロナワクチン専門相談窓口
☎ 0570-033-226
(24時間対応、土日祝日可)